

アライグマ、ハクビシンでお困りの方はご相談ください

問 環境政策課管理係



市では、外来生物(アライグマ・ハクビシン)の防除事業を実施しています。自宅等、所有地(農地を除く)での駆除を希望する方はご相談ください。令和5年度は78件の駆除依頼があり、23頭のアライグマと3頭のハクビシンの駆除を行いました。

捕獲器設置までの流れ

- ①電話または窓口での相談
- ②現地で委託事業者による足跡・爪痕等の痕跡調査
- ③捕獲器設置

捕獲器設置の条件等

- ・設置数は原則として1台で、期間は2週間です。
- ・相談者がエサの設置、見回りを毎日行い、捕獲器が作動した場合は委託事業者に連絡してください。
- ・設置は無料ですがエサ代は自己負担となります。
- ・設置期間中であれば何回でも捕獲可
- ・タヌキ等の異なる動物が捕獲された場合、その場で解放します。

注意事項

- ・野生生物は病気を持っている可能性があるため、絶対に触らないでください。
- ・都知事の捕獲許可なく、わなを設置して捕獲することは違法行為です。

- ・建物内や床下には設置できません。
- ・設置終了後、連続した再依頼は不可

個人での駆除・建物内対策を希望する場合

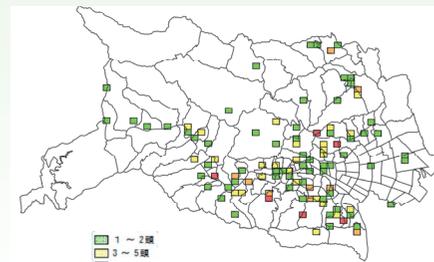
(公社)東京都ペストコントロール協会 ☎03-3254-0014へ相談することができます。相談は無料ですが、駆除費用は自己負担になります。

外来生物を寄せ付けないために

頻繁に出没する場合は、自己防衛が必要です。「エサとなるもの(庭等の果実、生ごみ、魚類等やペットフード)を食べさせない」、「家屋に侵入させない」の2点が重要です。

詳細は市ホームページまたは電話でご相談ください。

※農地の被害相談は農林水産課農政係へ



アライグマ・ハクビシン捕獲地域図



ハクビシンとハクビシンの足跡

アライグマとアライグマの足跡

出典 東京都環境局

樹林墓地使用者募集

青梅市墓地公園の樹林墓地(樹林を墓標として多くの焼骨を共同で埋蔵する墓地)の使用者を募集します。

申込者資格 次の条件をすべて満たす方

★埋蔵しようとする焼骨を現に所持している場合

- ①申込者と埋蔵しようとする焼骨との関係が次のいずれかに該当する。
6親等以内の血族▷配偶者▷3親等以内の姻族▷養父母または養子▷その他市長が特に認めたもの
- ②令和3年4月1日から引き続いて市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法に基づき市の住民基本台帳に記録されている。

★埋蔵しようとする焼骨を現に所持していない場合(生前申し込み)

- ①申込者が自身の埋蔵を目的とする。
- ②令和3年4月1日から引き続いて市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法に基づき、市の住民基本台帳に記録されている。
- ③申込者の生年月日が昭和34年4月1日以前である。

その他 注意事項や申込無効となる場合についての詳細は、市ホームページをご覧ください。

申込書の配布

7月10日までに環境政策課(市役所5階)、夜間窓口(市役所1階)、各市民センターで配布

※郵送を希望する場合は、3日までに電話で環境政策課へ

申し込み

7月1日~12日(消印)に直接または郵送〒198-8701で環境政策課へ

※申込数が募集数を上回った場合は、8月6日(火)の午前10時から市役所3階教育委員会会議室で公開抽選を行います。

申込区分等

申込区分	募集数	樹林墓地使用料
1 焼骨所持1体	30体	13万1,000円
2 焼骨所持2体	10体	26万2,000円
3 焼骨所持1体+生前1人	26体	26万2,000円
4 生前1人	10体	13万1,000円
5 生前2人(※)	24体	26万2,000円

※申込者2人が連名で申し込む場合に限る

樹林墓地説明会

樹林墓地の構造や焼骨の埋蔵の方法、墓参の方法等についてご説明します。

日時 7月10日(水) 午前10時から

会場 市役所3階議会棟大会議室

定員 先着40組(予約制)

※1組につき2人まで可

その他 説明会では現地見学は実施しません。現地見学を希望する場合は直接樹林墓地へお越しください。

申し込み 8日までに電話または直接環境政策課管理係(市役所5階)へ

市職員の懲戒処分

問 職員課人事研修係

次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表基準に基づき公表します。

事件概要

令和5年10月29日(日) 午前8時31分頃、コンビニエンスストア店内において、第三者が同店内に置き忘れた現金約17万円入りの封筒を持ち去り、正規の届出をせず、自己の用途に供したものと。

処分職員 主事 34歳 男性

処分内容 減給10分の1、6か月

処分日 令和6年6月1日

クビアカツヤカミキリに注意!

問 環境政策課環境対策係

クビアカツヤカミキリは、幼虫がサクラやウメなどのバラ科の樹木に寄生し、内部を食い荒らして枯らしてしまう特定外来生物です。

昨年、青梅市と羽村市の境で被害が確認されました。本種の被害を食い止めるためには、早期発見・早期防除が不可欠です。

幼虫が排出する「フラス(木くずと糞の混合物)」や成虫を見かけた際にはご連絡ください。

※本種は、生きたままの運搬が法律で禁止されています。



写真提供 都環境局

飼い主のいない猫のための「里親会」

問 環境政策課管理係

日時 6月23日(日) 午後1時~3時

会場 カインズ青梅インター店2階くみまちスペース

持ち物 本人確認書類

※里親会当日に、猫の引き渡しはありません。後日、団体からのお届けとなります。

※営利目的の方には譲渡できません。

※里親になるまでの詳細は、当日会場でご確認ください。

★おうめ猫の会・里親会

日時 毎月第1・3土曜日 午後1時~3時

会場 JA西東京かすみ直売センター西側駐車場

問い合わせ おうめ猫の会

森本 ☎090-4742-8410